

25 監査公表第 9 号（平成 25 年 9 月 5 日付 福岡市公報第 6048 号 公表）分
 （事務監査）

1 局別監査

(1) 総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>旅行命令及び旅費支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>職員が公務のため旅行する場合は、旅行命令権者である所属長は、福岡市職員等旅費支給条例等に則り旅行命令等を発しその職員に対し旅費を支給しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成24年12月12日及び平成25年1月22日に職員（各1名）を春日市へ出張させていたが、旅行命令（市外用）を発していなかった。</p> <p>今後、旅行命令及び旅費支給に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（職員健康課）</p>	<p>【措置済（平成 25 年 11 月 28 日通知）】</p> <p>旅行命令及び旅費支給については、福岡市職員等旅費支給条例等に則り旅行命令（市外用）を発し、支給額を算定し旅費を支給した。</p> <p>また、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対し課内会議にて指示を行うとともに、関係条例等を供覧し旅費制度の周知徹底を図った。さらに、職員の外勤の際には、目的地及び適切な旅行命令を発しているかを確認することとし、チェック体制の強化を図った。</p>

(2) 交通局

監査の結果	措置の状況
<p>地下鉄駅等の遺失物の処理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>地下鉄駅等での遺失物の処理については、福岡市高速鉄道遺失物取扱規程等に則り、適正に処理しなければならない。同取扱規程において、遺失物を警察署へ提出後、3か月を経過しても遺失者が判明しない遺失物については、警察から還付を受けた後、交通事業管理者が定めるところにより処理しなければならないとなっている。しかしながら、平成24年度において金券類の一部を活用ができないということから決裁等の手続をせずに廃棄処分しているものがあつた。</p> <p>今後、遺失物の処理に当たっては、福岡市</p>	<p>【措置済（平成 25 年 11 月 28 日通知）】</p> <p>遺失物の処理については、福岡市高速鉄道遺失物取扱規程及び福岡市交通局会計規程に基づき具体的な事務処理要領を定め、所属職員に通知するとともに、担当職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>交通局会計規程に基づき個別に決裁の手続を行うとともに、事務処理要領等を整備するなど、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(乗客サービス課)</p>	
--	--

(工事監査)

1 局別監査

(1) 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託契約書に仕様書等を添付すべきもの 福岡市本庁舎1階ロビー内装造作等業務委託 (契約金額1億1,229万7,500円)</p> <p>本委託は、福岡市本庁舎1階ロビー内装造作等を行う業務であるが、委託契約書に仕様書等が添付されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び委託業務の円滑化のためにも仕様書や図面による明示は不可欠であり、契約図書に添付すべきであった。</p> <p>今後は、適正な委託契約書の作成に努められたい。</p> <p>(財産管理課)</p>	<p>【措置済(平成25年11月28日通知)】</p> <p>契約事務の知識の習得に努め、事務処理の適正化を図るとともに、書類の添付漏れなどの単純なミスが無いよう、十分に確認を行ったうえで事務処理を実施することとした。</p>

(2) 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>監視員(労務費)の積算を適正に行うべきもの 臨海工場発火監視設備外改良工事 (契約金額1億3,020万円)</p> <p>本工事は発火監視設備及び放水銃設備の制御盤等の経年劣化に伴う改良工事である。</p> <p>監視員については、ごみピット及び粗大ご</p>	<p>【措置済(平成25年11月28日通知)】</p> <p>積算要領に「深夜作業を行う場合の労務費算出例」及び「注意事項」を追記した。</p> <p>また、適正な設計積算に努めるよう、所属職員に対し研修等により周知徹底を図った。</p>

<p>みピットの火災監視のために1箇所当たり24時間3交代で配置するようにしていたが、その積算において深夜時間帯(22時～5時)の労務費単価の補正を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は適正な積算に努められたい。</p> <p>(工場整備課)</p>	
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>業務委託料の変更を適正に行うべきもの</p> <p>西部汚水処理場運転業務委託</p> <p>(契約金額1億1,340万円)</p> <p>本委託は、西部汚水処理場の運転業務及び保守点検整備である。</p> <p>設計において、緊急対応等経費は過去3カ年の年平均実績から168時間(1時間/人・月)を計上していたが、本委託の実績報告書では101時間となっていた。この場合は、業務委託料の変更に該当することから委託契約書第18条第1項による協議を行い、業務委託料の変更を行うべきであった。</p> <p>今後は、業務委託料の変更を適正に行われたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>【措置済(平成26年8月26日通知)】</p> <p>平成25年度については、年度末に実績を算定した際に、設計と実績に差が生じたので、実績に合わせて設計変更を行った。</p> <p>また、緊急対応経費については、平成26年度からは年度当初の設計には計上せず、緊急対応が必要な場合は、委託業者と協議を行い、設計変更を行うことで積算から除外した。</p>